

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び北方町から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、岐阜県東京圏からの移住支援事業における北方町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に北方町以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) スタートアップ等創業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定または北方町が実施する起業支援事業に係る補助金の交付決定を取り消された場合：全額

(4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に北方町以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

(5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(地方就職支援事業のみ)

(6) 転入日から 1 年以内に北方町以外の市区町村の転出した場合：全額

3 移住支援金の支給を受けた後に実施される北方町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。が、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。